

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年 9月 2日
市川三郷町長 遠藤 浩

市町村名 (市町村コード)	市川三郷町 (19346)	
地域名 (地域内農業集落名)	下鴨狩地区 (鴨狩津向)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月17日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は土地所有者(管理者)の年齢が70歳以上が現在は57%であるが10年後は79%に増加し、高齢化が懸念される。また、農業後継者が見込まれない農地面積は75%を占め、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新たな担い手を確保し、担い手への農地集積・集約化を中心とし農地の保全及び活用を進めていく必要がある。
また、登記名義人のうち相続未済が17名(42.5%)おり他の地区と比較して非常に割合が高く喫緊の課題である。

【地区の基礎データ】
農業者:33人
主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の農地の集積・集約化を進める為、農地の作業効率の向上及び地域外から農地を利用する者を確保し、必要な条件の基盤整備等を図り、農地を利用していく体制を構築していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる地域である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、新規就農者等を中心とした農地集約の拡大を進めると共に地域外からの農地の利用者への集積を進める。 話し合い後、話し合いに参加した担い手（認定新規就農者）が利用権設定で2筆借りることになった。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して、新規就農者等を中心とした担い手へ農地集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
本地域は、過去に基盤整備（鳥獣害防止対策）が行われた地域であるが、引き続き、農地集約を進める為の基盤整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域、担い手、町、農業委員、推進委員、峡南農務事務所、JA等の関係機関と連携し多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

地元水利組合を中心に維持管理を実施しており、引き続き適切な維持管理を行う。